

令和7年6月3日 政策企画部政策企画課

1 国の過疎地域に対する支援策について

(1) 支援に関する法令の経過

昭和45年	過疎地域対策緊急措置法（10年間） ↓
昭和55年	過疎地域振興特別措置法（10年間） ↓
平成2年	過疎地域活性化特別措置法（10年間） ↓
平成12年	過疎地域自立促進特別措置法（10年間） ↓
平成22年	6年間期間延長（H28.3月末まで） ↓
平成28年	5年間期間延長（R3.3月末まで） ↓
令和3年 （現行法）	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（10年間、R13.3月末まで）

※歴代の過疎支援法令は、10年間の時限立法を繰り返している。

(2) 現行法のポイント

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し（S35年→S50年）
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和（28%→23%）
- ・平成の大合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
- ・旧法の過疎地域を対象に長期の人口減少率の基準年（S35年）の併用、「みなし過疎」の継続措置

2 これまでの過疎地域支援策の活用状況

年度	事業名	地区
継続事業	光ネット整備事業	江刺
	土地改良事業	江刺・衣川
	通学路危険個所対策工事	江刺・衣川
	道路改良修繕工事	江刺・衣川
	橋梁長寿命化修繕事業	江刺・衣川
	消防施設設備整備事業	江刺・衣川
	長者ヶ原廃寺跡整備事業	衣川
	旧簡易水道事業 （配水管布設替・設備改良・更新等）	江刺・衣川
R4	ロードヒーティング整備事業	江刺
	玉里小学校統合受入改修事業	江刺
	スクールバス更新事業	江刺・衣川
R5	江刺ひがしこども園建築事業	江刺
	江刺ふるさと市場施設整備事業	江刺
	歴史公園えさし藤原の郷施設改修事業	江刺
	民生委員ICT活用事業	衣川
	モバイルクリニック事業	衣川
R6	江刺ひがしこども園建築事業	江刺
	小学校空調設備設置工事 （江刺ひがし小・衣里小）	江刺・衣川
	中学校空調設備設置工事（衣川中）	江刺・衣川
	衣川社会体育館屋根改修・トイレ洋式化	衣川
	モバイルクリニック事業	衣川
	旧衣川荘経営安定化補助金	衣川

令和7年6月3日 政策企画部政策企画課

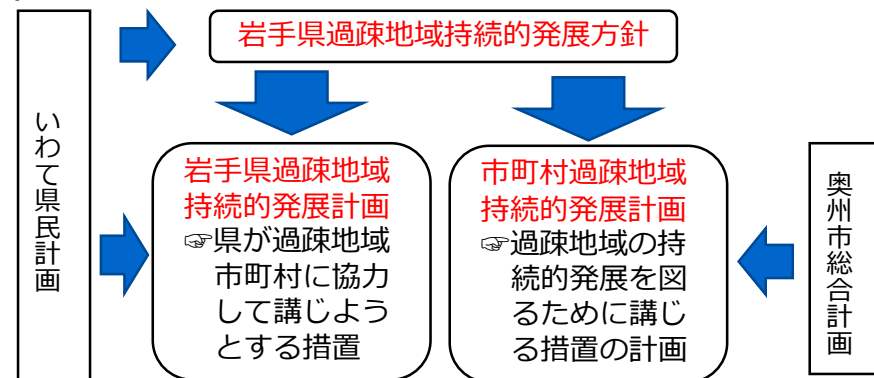
3 次期過疎地域持続的発展計画について

(1) 計画策定の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定に基づき、人口の著しい減少等に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施することにより地域の持続的発展を図り、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上等に寄与することを目的として次期過疎地域持続的発展計画（以下「過疎計画」という。）を策定する。

なお、令和7年12月に策定が予定されている「岩手県過疎地域持続的発展方針」を踏まえて策定するものとする。

(2) 岩手県並びに県内市町村の過疎対策の関係



(3) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 策定スケジュール

時期	R7.8月	9月	10月	11月	12月	R8. 1月	2月	3月
計画策定作業	・【県】過疎地域持続的発展方針原案提示	・原案作成 ・対象事業の洗い出し		・県事前協議	・【県】過疎地域持続的発展方針策定 ・地域会議への説明 ・計画案を全協説明	・県正式協議	・議会へ提案 ・過疎計画（策定）議決	
総合計画見直し		↑ 反映 実施計画（R8～10）の見直し						

令和7年6月3日 政策企画部政策企画課

5 過疎債の活用について

- ・ 過疎地域持続的発展計画を策定することで、過疎地域に指定されている地域に必要な事業を行う場合に、自治体の負担が比較的少ない地方債（過疎債）を活用できるようになるもの。
- ・ 過疎債はあくまで市の借金であることから、将来にわたって市が返さなければならない負担を考えて計画的に活用していく。

6 事業の予算化の流れ

事業担当課が、総合計画の方向性、住民ニーズや地域課題等を踏まえて検討

